放射線を放出する同位元素の数量等を定める件

平成 12 年 10 月 23 日
科学技術庁告示第 5 号

<table>
<tr><td>改正後
最終改正　平成 16 年 3 月 25 日
文部科学省告示第 40 号</td><td>改正前</td></tr>
<tr><td>（管理区域から持ち出す物に係る表面の放射性同位元素の密度）
第 16 条　略
（陽電子断層撮影用放射性同位元素の種類及び数量）
第16条の2　規則第15条第10号の2に規定する陽電子断層撮影用放射性同位元素の種類及び数量は，次の表の左掲げる種類に応じて，それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
<table><tr><td>核種</td><td>数量</td></tr><tr><td>^{11}C</td><td>1TBq</td></tr><tr><td>^{13}N</td><td>1TBq</td></tr><tr><td>^{15}O</td><td>1TBq</td></tr><tr><td>^{18}F</td><td>5TBq</td></tr></table>（陽電子断層撮影用放射性同位元素等の保管廃棄期間）
第16条の3　規則第19条第1項第13号ニに規定する期間は，封をした日から起算して7日間とする。</td><td>（管理区域から持ち出す物に係る表面の放射性同位元素の密度）
第 16 条　略</td></tr>
</table>